

6 防犯・防災

6-1 防犯灯設置費補助金

(1) 概要

公衆用道路において、夜間の地域住民の安全確保と犯罪防止を目的として、LED防犯灯を設置する自治会または自治会連合会に対し、設置費の一部を補助する制度です。

なお、公会堂敷地内やごみ集積所などを照らす施設照明や防犯灯設備の一部を取り替える修繕は**補助対象外**です。

(2) 対象者

自治会、自治会連合会

(3) 補助対象となるもの

- ① 防犯灯がない箇所に新たにLED防犯灯を設置する場合
- ② 蛍光灯などLED以外の既設防犯灯をLED防犯灯へ取り替える場合
- ③ 既設のLED防犯灯が、灯具の不具合により点灯せず、修繕不能な場合にLED防犯灯を設置する場合

(4) 補助の内容

① 補助率

1灯あたりの設置にかかる費用の2分の1以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てます。

② 補助限度額

電柱添架：40,000円、支柱（鋼管ポールなど）：50,000円

(5) 手続きの流れ

- ① 市から申請に必要な書類が届きます。 **送付日：3月30日(月)**
- ② 工事業者から見積書を取り、**交付申請書**に添えて協働まちづくり課へ提出します。 **提出期限：5月29日(金)**
- ③ 市が申請内容を審査し、**交付決定通知**により結果を通知します。
- ④ **交付決定後**、自治会などが工事業者へ依頼し、工事を行います。
- ⑤ 工事完了後、自治会などは工事業者へ工事代金を支払います。
- ⑥ **工事代金の領収書（写し）**を**実績報告書**に添え、**補助金請求書**とあわせて協働まちづくり課へ提出します。
- ⑦ 市が報告内容を審査し、**交付確定通知**により結果を通知します。
- ⑧ 市から自治会などが指定する口座へ補助金を振り込みます。

(6) 申請にあたっての注意点

- ① 補助金の交付は先着順ではなく予算の範囲内となります。申請額が予算額を上回る場合は、過去の交付実績（金額・灯数）を考慮して決定いたしますので、交付決定前の着手は行わないでください。
- ② 自治会と自治会の境目などで、客観的にどちらの自治会に属するか判断が難しい場所や小学校、中学校のいずれかの通学路に指定されている場所などは、**自治会間防犯灯設置事業**（60ページ）により、市が防犯灯の設置及び維持管理を行います。

協働まちづくり課コミュニティ推進係

☎44-3107 ✉shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp

自治会間防犯灯設置事業について

(1) 概要

市では、住民の公衆用道路における夜間の安全確保や犯罪防止のため、LED防犯灯を設置する自治会または自治会連合会に対し、設置費の一部を補助する制度を設けています。

防犯灯は原則、自治会または自治会連合会が設置・維持管理しますが、次の設置基準をすべて満たし、市が現地確認を行ったうえで設置が必要と判断した場合に限り、市が防犯灯の設置・維持管理を行います。

(2) 設置基準

次の①～④のすべての基準を満たす場所を対象とします。

- ① 設置場所が、不特定多数の市民が利用する公衆用道路であること
- ② 設置場所が、自治会と自治会の境目など、どちらの自治会に属するか判断が難しい場所であること
- ③ 小学校、中学校のいずれかの通学路に指定されている場所であること
- ④ 設置する道路の幅員が4メートル以上であること

(3) 設置の条件

原則、電柱への添架（電柱に取り付ける方法）とします。

ただし、設置場所周辺に電柱などの支柱がない場合は、鋼管ポールを設置して防犯灯を取り付けます。

(4) 対象者

自治会、自治会連合会

(5) 手続きの流れ

- ① 市へ**地元要望書**を提出します。
- ② 担当部署が現場を確認し、設置基準を満たしているかどうかや、設置の必要性を判断します。
- ③ 市が設置の必要があると判断したとき、次のいずれかに該当する場合は、自治会などで承諾書を取得し、協働まちづくり課へ提出します。
 - ア 私有地に鋼管ポールを設置する場合：土地所有者の承諾書
 - イ 設置場所が農地の場合：土地所有者及び耕作者双方の承諾書
- ④ 市が防犯灯を設置し、維持管理を行います。

※ 市が行う維持管理は、灯具及び鋼管ポールに限ります。

6-2 自主防災対策事業補助金

重要

- ◆ 本補助制度は、原則として前年度に**購入計画書**を提出した自主（連合）防災隊を対象としています。
（例：令和7年度に**購入計画書**を提出 → 令和8年度に資機材購入）
- ◆ 予算措置が必要となるため、本補助制度の利用を予定している自主（連合）防災隊は、市が前年度の9月に実施する購入計画調査の際に、**購入計画書**を提出してください。
（例：令和9年度に購入予定 → 令和8年9月に**購入計画書**を提出）
- ◆ 1年度内に補助できる自主（連合）防災隊に限りがあります。そのため、**購入計画書**を提出いただいても、必ずしも補助を受けられるとは限りません。

(1) 概要

前年度に自主（連合）防災隊から提出された**購入計画書**に基づき、自主（連合）防災隊が購入する防災資機材に対して購入費の一部を補助する制度です。

(2) 対象者

自主防災隊、自主連合防災隊

(3) 補助対象となるもの（例）

アルファ米などの備蓄食料品、保存水、携帯トイレ

(4) 補助率

購入金額または補助基準額のどちらか少ない方の3分の2以内

(5) 手続きの流れ

- ① 市から**内示通知**と**申請に必要な書類**が届きます。
- ② 購入業者から**見積書**を取り、**交付申請書**に添えて危機管理課へ提出します。
- ③ 市が申請内容を審査し、**交付決定通知**により結果を通知します。
- ④ **交付決定後**、自主防災隊などで資機材を購入し、業者へ代金を支払います。
- ⑤ 購入した資機材の**写真**や**購入代金の領収書（写し）**などを**実績報告書**に添えて、**補助金請求書**とあわせて危機管理課へ提出します。
- ⑥ 市が報告内容を審査し、**交付確定通知**により結果を通知します。
- ⑦ 市から自主防災隊などが指定する口座へ補助金を振り込みます。

危機管理課災害対策係

☎86-3701 ✉bousai@city.fukuroi.shizuoka.jp